

大項目 1 1 管理運営

(目標)

大学の機能を円滑かつ十分に発揮し、理念・目的を実現するために、明文化された規定に従った管理運営を適切、公正に行う。また、管理運営に関する規定の整備と運用にあたっては、理念・目的の実現、民主的かつ効果的な意思決定等に配慮する。

教学組織の教授会、学校法人理事会は連携協力し、それぞれの役割を踏まえて適切に運用し、教育研究の推進に寄与するよう努める。

学長の任免は、学長に関する規則、学長候補者選出規則等に則り、公正かつ妥当な方法で選出する。

1. 大学・学部の管理運営

(教授会)

A群 教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性

B群 学部教授会と評議会等の全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性

[現状の説明]

本学は1学部11学科から成る単一学部の為、教授会についても、単一となっており、武蔵野美術大学学則第7条、第8条及び造形学部教授会規則にて定められている。

また学部長は設置されておらず、各学科に主任教授が置かれている。以前は主任教授を構成員とする協議会があったが、現在は教授会に一本化されている。

まず、その構成については、「造形学部教授会は、学長、教授並びに助教授及び専任講師をもつて組織し」とあり、全ての教員が構成員となっており、又「教授会が必要と認めるときは、構成員以外のメンバーが出席することができる。」となっている。

「造形学部教授会は学長が毎月1回招集し、議長を務める。」と学長がその責務にあたり、「議事は、出席者の過半数によって決する。賛否同数のときは議長が決するところによる。」とあり、最終決定の権限を学長が有している。

次に審議事項については、(1)造形学部の改廃及び造形学部各学科の設置・改廃その他組織に関する事項(2)教授、助教授、専任講師、助手、客員教授及び非常勤講師の任免・転属・休職・復職・退職その他教員人事及び服務に関する事項(3)学生の入学・退学・転学・留学・休学及び卒業に関する事項(4)各授業科目の開設・廃止その他教育課程に関する事項(5)学生の試験及び課程修了の認定に関する事項(6)造形学部に関する規則類の制定・改廃に関する事項(7)施設及び重要な設備の設置・改廃に関する事項(8)学長及び理事会から諮問に付された事項(9)その他学則に定める事項及び教授会において検討を必要と認めた事項、となっており重要な事項については、全て教授会の議を経て決定される。

それぞれの審議事項については、教務学生生活委員会をはじめとして、各種委員会が設置されており、検討を行うが、最終決定は教授会となっている。

また各種委員会からの他、事務的な事項については各所管から事務所管の教務部教務課へ提出され、そこで案を作成し、学長、学長補佐、各部長、図書館長、博士後期課程課程長、通信教育課程長、同副課程長で構成される学長スタッフ会議で事前に調整を行ってから会議にかけられる。

教員人事のうち採用については学校法人武蔵野美術大学教員採用基準にて定めてある。まず、採用候補者については、理事会で定めた採用計画に基づき、教授会が定める教授会の構成員による推薦又はそれに加えて学外の大学及び研究機関等からの推薦のあった者について、教授会が選考を行うことになっている。また「教授会は、採用候補者の選考を行うため、必要に応じて委員会を設けることができる。」とあり、実際には専門分野からとそれ以外の分野から構成される人事委員会を設置し、その選考を行った後に教授会の審議にかけている。その後、第6条にて「教員の採用は、教授会の審議の結果に基づき、理事会がこれを決定する。」とあり、最終決定は理事会に委ねられている。

また、専任教員の昇任に関しては「専任教員の昇任に関する基準」にて定められている。この基準にてまず、資格基準が定めてあり、その資格に該当する候補者について資格審査を行い、教授会の議を経て決定される。この資格審査は、専門領域とその他の領域の教員から構成される専任教員昇任資格審査委員会を学長の諮問機関として、その都度設置し、審査を行っている。

他に全学的な調整機関としては、理事長、学長、学内理事、図書館長、学長補佐、学務事務組織規則第5条に規定する部長・事務部長、博士後期課程課程長、通信教育課程長、同副課程長、学園長から構成される大学・法人業務調整会議がある。

教員と事務系職員で構成することにより、教学関係、法人関係についての運営が円滑に進むように、調整を行っている。教授会や各種委員会で検討しなければならない大学全体に関わるような案件については、ここで事前に検討、調整を行っている。

[点検・評価]

本学においては、規則で定められているとおり教学に関する事項は、最終的に教授会の議を経て決定される。教員人事等については理事会がその最終決定を行うが、かならず教授会の審議が必要となっている。また、教員人事にあたっては規則どおり、人事委員会を設置し、その選考に当たっては厳密に行われている。実際の運用にあたっては、規則どおり適切に運用されている。

これは法人と大学がそれぞれの役割を適切に分担し、どちらか一方の独断先行に陥らないためにそれぞれ重要な役割を担っている。

平成7年6月に発足した第1回自己点検・評価運営委員会が平成11年3月刊行の「明日に向かって・評価報告書」にて指摘した「現在学則内に定められている教授会に係る事項を、学則から切り離し、新たに教授会規則を制定し、運営していく必要がある。また協議会についても同様に学則から切り離し、新たな位置づけで運営される必要がある。」については、その後平成9年4月1日付けで教授会規則を制定し、その審議事項等を明確に位置づけた。

また平成7年度以前には主任教授から構成される協議会があり、教授会と理事会・評議員

会の間をつなぐ役割を担ってきたが、学校教育法との整合性から、重要事項の審議を教授会のみとすることになった。

カリキュラム等に関する教育課程については、教授会の審議事項となっており、実質審議する委員会等の設置に関する検討をカリキュラム検討委員会にて行った。

その検討を受けて平成17年4月にカリキュラムに関する業務を円滑に執行するため、教授会のもとに学長の付属機関としてカリキュラム委員会を設置した。この委員会にはすべての教育単位から委員が選出されている。またその具体的作業を行う組織として、3つの部会（文化総合編成部会、造形総合編成部会、学科別科目編成部会）と編成作業を円滑に行うために、部会の部会長・副部会長等から構成されるカリキュラム編成作業委員会をそれぞれ設置し、カリキュラムの編成、検討等に実効性を持たせた。

教授会での審議も実質的なものとなっており、その機能を十分果たしていると言える。

[改善・改革方策]

組織が立ち上がったばかりであり、今後充実させていく必要がある。

（学長、学部長の権限と選任手続き）

A群 学長・学部長の選任手続きの適切性、妥当性

B群・学長権限の内容とその行使の適切性

- ・学長と評議会、大学協議会などの全学的審議機関の間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性
- ・学部長権限の内容とその行使の適切性

C群 学長補佐体制の構成と活動の適切性

[現状の説明]

本学においては、単一学部の為、学部長は設置されておらず、学長が造形学部教授会の議長となっている。

学長の選任に関しては「武蔵野美術大学学長に関する規則」（以下「学長に関する規則」という。）、「学長候補者選出規則」（以下「選出規則」という。）、及び「学長候補者選出規則施行細則」にて定められている。

学長に関する規則で学長の資格と任命について次の様に定められている。

「学長は、本学の建学の精神を活かし、教育・研究を推進するにふさわしい学識と管理運営上の識見を有し、かつ、人格が高潔であると認められる者について、別に定める「学長候補者選出規則」により選出し、理事会が評議員会の意見を聞いて任命する。」

学長の任期については「4年とし、再任を妨げない。ただし、同一人につき、引き続き2期を超えて選任することはできない。」としている。これにより同一人物が2期8年を越えて在任することはなく、長期在任による様々な弊害等を防ぐことになっている。最終的には理事会が評議員会の意見を聞いて任命することと定められている。

また、本学の学長選任にあたっては選出規則にて定められているが、概要を述べると次のようになる。

学長候補者は3名を基準とし、3名から1名の単一候補者を選出する為に、次の手順をとる。

まず立候補、推薦等により第1次学長候補者を選出する。この時、第1次学長候補者が2名以下のとき又は4名以上のときに教員選挙人による複数候補者選出選挙を行う。第1次学長候補者が3名のときは、複数候補者選出選挙は行わず、第1次学長候補者全員を第2次学長候補者とする。2名以下のときは複数候補者選出選挙の得票多数の者のうちから第1次学長候補者と合わせて3名となる人数の第2次学長候補者を選出し、また4名以上のときには得票多数の3名の者を第2次学長候補者とし、必ず3名を学長の候補者として選出することになっている。

教員選挙人は在職している専任教員全員となっていて、3名の候補者を選出するために、教授会がその重責を担っている。

その後、3名の第2次学長候補者から、1名の単一候補者を選出する為に、次の選挙人により選出選挙が行われる。

- (1) 武蔵野美術大学学則第6条第1項に定める教授、助教授及び専任講師
- (2) 前号の学則同規定に定める事務系職員、技術系職員のうち、満1年以上在職する職員
- (3) 前々号の学則同規定に定める助手のうち、満1年以上在職する助手

(在職年数については、単一候補者選出選挙の日を基準とする。)

とあり、最終的に学長候補者を選出するのは、教員全員と、在職1年以上の職員・助手となっている。

「学長に関する規則」、「選出規則」及び「同施行細則」は、平成6年4月1日から施行された。それまでは、「学長選任手続(暫定措置)」(昭和47年12月20日理事会決定)により運用されていたが、検討を重ねて現在の規則制定となった。

学長の職務権限としては学長に関する規則で「学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。」とあり、規則上は理事長と並んで教職員を統括でき、法人業務についても、一部の業務を除き、理事長、学長の決裁が必要となっている。

学長と全学的調整機関としての「大学・法人業務調整会議」との連携協力関係については、理事長、学長がその共同議長となっており、その連携協力を担っている。また、理事会の他に理事長、学長及び学内理事をもつて構成する理事長室会議をほぼ毎週開催し、理事会に付議すべき事項、理事会で決定した事項の施行に伴う事項及び学校法人武蔵野美術大学の運営に関わる事項で、緊急の判断を要する事項等について検討をしている。学長として、理事として法人、大学の運営に携わっている。

学長を補佐するために現在4名の学長補佐が置かれていて、その任期は学長の任期内となっている。学長、学長補佐、図書館長、博士後期課程課程長、教務部長、学生部長、国際部長、通信教育課程長、同副課程長で構成される学長スタッフ会議を定期的で開催し、教学を中心とした重要案件について学長を中心として、週1回程度、話し合われている。

[点検・評価]

学長の選任にあたっては、長い期間「学長選任手続(暫定措置)」(昭和47年12月20日理

事会決定)による運営がされてきていたが、平成6年にやっと現在の「学長に関する規則」、「選出規則」及び「同施行細則」が施行された。しかしながら、平成10年に行われた学長候補者選出の時に、規則では想定していなかった事態が起こり、その事に対して検討する「学長候補者選出規則一部改訂検討委員会」を平成12年に設置させ、平成13年10月に規則の一部改正を行った。その際、「学長の職務、待遇等」が付言され更に寄附行為の変更等を審議した理事長室会議第一部会からの答申においても「第1号理事としての学長について」として学長候補者選出規則の再検討、学長の信任・不信任及び解任などの規定の検討、学長を補佐するスタッフのあり方」などが答申されたことをふまえて、平成16年5月に「学長選出解任規定検討委員会」を設置した。

その後、委員会からの答申を受け、平成17年11月25日付けで学長選出規則を一部改正し、解任に関する事項を追加した。また同時に解任に関する学長解任請求投票規則等を制定した。

学長の職務権限について規則に「校務を掌り、所属職員を統督する。」とあり、規則どおり法人業務についても、一部の業務を除き、理事長、学長の決裁が必要となっている。いわゆる理事長、学長によるダブルチェックの体制となっており、有効に機能している。

学長補佐については、その時々で重要な職務を担ってきたが、その裏付けとなる規則が平成17年11月25日付けで制定され、その職務、位置づけ等をはっきりさせた。

[改善・改革方策]

学長解任規則が制定されたばかりである。今後その規則が有効に機能するように、見守っていく必要がある。

(意志決定)

B群 大学の意志決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

(評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関)

B群 評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性

[現状の説明]

本学においては、評価項目に該当する「大学協議会」などの全学的審議機関は設置されていない。

大学の意志決定プロセスとしては、隔週開催の大学・法人業務調整会議にて法人・大学の運営に関わる業務の連絡調整を行い、更に教学に関する事項については、毎週開催の学長、学長補佐、図書館長、博士後期課程課程長、教務部長、学生部長、国際部長、通信教育課程長、同副課程長で構成される学長スタッフ会議にて意見を調整して、直接ないしは各種委員会を経て教授会へ提案されていく。教授会で決定された事項のうち、教員人事、規則制定改廃、予算等の法人関係事項は理事会で最終決定されるが、それ以外は、事務手続きを経て具体化されていく。

管理運営

[点検・評価]

平成7年度以前には主任教授から構成される協議会があり、教授会と理事会・評議員会の間をつなぐ役割を担ってきたが、学校教育法との整合性から、重要事項の審議を教授会のみとすることになった。

学長スタッフ会議をほぼ毎週開催し、教学を中心とした重要案件について学長を中心として検討してから各種委員会や教授会へ提案されており、このことにより、すばやい意志決定がなされ、議案の決定がスムーズになされている。

[改善・改革方策]

学長スタッフ会議について、重要な事項を検討していることを考えると、その職務、位置づけ等をはっきりさせ、規則についても制定を検討する必要がある。

(教学組織と学校法人理事会との関係)

A群 教学組織と学校法人理事会との連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

[現状の説明]

法人組織としては寄附行為に定める理事会は以下のとおりとなっている。

(理事会)

理事会は理事 9人以上11人以内となっており、現在(平成17年9月現在)は理事10名(学内6、学外4)である。

理事は次の各号に掲げる者となっている。(学校法人武蔵野美術大学寄附行為第9条第1項)

- (1) 武蔵野美術大学の学長
- (2) 評議員のうちから評議員の互選によって定められた者5人以上6人以内
- (3) 前2号に規定する理事の過半数以上をもって選任された者3人以上4人以内

また、理事長は理事の互選による。

任期(第9条第1項第1号に規定する理事を除く)は4年で3期を超えて連続して就任してはならないとなっている。

平成16年3月31日の規則改正により理事長は業務を補佐するために常務理事1名又は2名を、また、理事に特定の業務を担当させることができることとなった。現在は、常務理事を、事務系職員と教員からそれぞれ1名ずつ指名している。

理事会は理事会会議規則に則り開催され、2月、8月を除きほぼ毎月開催されている。

教学に関する事項は前述のとおり、学長スタッフ会議、各種委員会等を経て教授会で重要案件が審議、決定されているが、人事等法人に関する事項は理事会の決定を必要としている。

法人に関する事項は、理事長、学長及び学内理事から構成される理事長室会議にて、審議する議案について協議してから、理事会にて審議、決定されている。

また、学校法人の運営に関わる事項で、緊急の判断を要する事項についても、ここで協議されている。

教学及び法人に関する事項については、相互の構成員からなる調整会議で調整を行ったう

えて、理事長室会議を経て、理事会へ提案していく。

[点検・評価]

本法人の理事定数は、昭和37年に武蔵野美術大学造形学部を設置した際に定められている。その後、今日までの間に、短大廃止や学科増設、収容定員増等の改組転換等を経て教職員組織の規模や、学生数増加に伴って定員も増やしてきている。

しかしながら、18歳人口の減少や、経済情勢の悪化等により大学を取り巻く環境はここ数年厳しくなり始めている。

このような状況に、機敏に対応していくためには、大学として組織の柔軟性や、決断力、強力なイニシアチブ等を発揮していくことが必要となった。

これらのことから、寄附行為の変更等を審議するために理事長室会議第一部会を設置し、その答申を受けて、平成16年3月31日付けにて、学校法人武蔵野美術大学寄附行為についての大幅な改正を行った。

主な改正点は(1)常務理事の設置、(2)役員再任の回数制限、(3)役員、評議員の解任規定制定、(4)監事の選任規定の改正等となっており、(1)の常務理事の設置により、法人体制の強化を図り、(2)の任期制限により、同一人物の任期が長期化することによる弊害等を排除した。

また同時に「学校法人武蔵野美術大学常務理事規則」、「学校法人武蔵野美術大学理事の担当に関する規則」、「学校法人武蔵野美術大学の役員及び評議員の任期満了に伴う選任等に関する規則」、「学校法人武蔵野美術大学理事会会議規則」、「学校法人武蔵野美術大学評議委員会会議規則」を制定し、組織上の位置づけおよび体制の強化を図った。

教学における意志決定は、実質上教授会の審議にて決定されているが、そのチェック機能を法人の最高議決機関である理事会が担っている。

教学の意志決定に関わる学長スタッフ会議の構成員のうち、学長及び理事2名が、理事長室会議のメンバーであり、それぞれの案件について、齟齬の生じないようにチェック体制がとられている。このことにより、教学で決定したことで理事会の承認が必要な場合にも、意志の疎通がはかられていると言える。

[改善・改革方策]

平成16年3月31日付けで学校法人武蔵野美術大学寄附行為の改正をはじめとして、関連諸規則の制定がなされた。このことにより、法人関係規則は整備された。

引き続き、学長スタッフ会議に関する規則等の制定についても検討が必要である。

これらの規則制定により、学校法人と大学教学との関係がより、明らかになり、運営がスムーズになると思われる。

2. 大学院の管理運営体制

A群 大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

B群・大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性

・大学院の審議機関（同上）の長の選任手続きの適切性

[現状の説明]

大学院研究科には修士課程と博士後期課程がある。博士後期課程は平成16年度に開設された。修士課程は学部の各学科の上位に位置しており、その運営が各学科研究室にて行われ、博士後期課程は3つの領域から構成されており、その運営は博士後期課程運営委員会にて行われる。修士課程には研究科長等は置かれていないが、平成17年12月14日付けで博士後期課程に課程長を設置した。今回はその運営委員会の機能を充実させるために、課程長を設置した。

大学院研究科委員会の構成員は、武蔵野美術大学大学院規則にて「学長及び本大学院の授業担当教授並びに学長の指名する職員をもつて組織し、」とある。

研究科委員会は、学長が招集し、その議長となり、次に掲げる事項を審議する。

(1) 学生の入学、退学、留学、休学及び修了に関する事項

(2) 教育課程の編成に関する事項

(3) 学生の試験及び課程修了の認定に関する事項

(4) 学位に関する事

(5) 研究及び教授に関する事項

(6) 学長及び理事会の諮問事項

(7) 前各号のほか、この規則による研究科委員会の審議事項

会議はほぼ、教授会の後に開催されており、研究科委員会の構成員は教授会構成員と重なるが上記(5)、(6)のように教授会の内容と重なる部分についても、改めて審議をしている。

博士後期課程について、その運営は博士後期課程運営委員会に委ねられているが、最終的には研究科委員会で審議、決定されている。

課程長の選任については、博士後期課程課程長規則にて定められており、学長が研究科委員会に諮り、理事会にて決定される。

[点検・評価]

研究科委員会の構成については、授業担当教授並びに学長の指名する職員となっていて、年によって担当の科目により構成員が変わることになっている。研究科委員会については大学院規則に記載されているが、委員会規則が未制定の為、議決についての記述の他、未整備の部分がある。

本学の修士課程は殆どのコースが学部学科の上位に位置しているため、同一研究室にて同様に運営がされている。このことにより、学部教授会と大学院の研究科委員会の関係においては、関連する議案が多くなっており、それぞれの運営はうまくいっている。

博士後期課程は、既存のコースの上に置かず、横断する形で3領域を設置している。こ

のにより、博士後期課程のみが修士、学部と別に独立した位置づけとなっている。
領域毎の受験生の受け入れ態勢や、博士論文の審査についてなど、現在整備の途中である。

[改善・改革方策]

早急に大学院研究科委員会規則制定が必要である。
また、博士後期課程については平成17年12月14日付けで課程長を設置したが、完成年度を迎える前に、未整備の部分を至急整える必要がある。